

令和5年執行埼玉県議会議員一般選挙議案・告示一覧

番号	議案名	期日	番号	告示名	期日
1	埼玉県議会議員一般選挙につき選挙長の行うべき事務並びに選挙事務所及び出納責任者の届出の受付等に関する事務を取り扱う市区町を指定することについて	12月26日			
2	埼玉県議会議員一般選挙における立候補予定者説明会の日時及び場所について	12月26日	1	埼玉県議会議員一般選挙における立候補予定者説明会の日時及び場所	12月26日
3	埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙における投票及び開票の順序について	1月11日	2	埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙における投票及び開票の順序	3月31日 (告示日)
4	埼玉県議会議員一般選挙において交付する通称認定書、候補者用通常葉書使用証明書、選挙運動用通常葉書差出票及び新聞広告掲載証明書の公印刷込みについて	1月11日			
5	埼玉県議会議員一般選挙に用いる公職選挙法及び同法施行令等執行規程別記第32号様式中の記号について	1月11日			
			3	直接請求のための署名収集の禁止期間	1月31日
6	埼玉県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者の選任について	2月3日	4	埼玉県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名	3月31日 (告示日)
7	埼玉県議会議員一般選挙における立候補届出の受付場所及び受付順序の決定方法について	2月3日			
8	埼玉県選挙管理委員会の事務嘱託について	2月3日			
9	埼玉県議会議員一般選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことについて	2月3日	5	埼玉県議会議員一般選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行う選挙区	3月31日 (告示日)
10	埼玉県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日について	2月3日	6	埼玉県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日	2月3日
11	埼玉県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場総数の減少協議について	2月3日			
12	埼玉県議会議員一般選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所について	2月3日	7	埼玉県議会議員一般選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所	3月31日 (告示日)
			8	埼玉県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	3月31日 (告示日)
13	埼玉県議会議員一般選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序について	3月31日 (告示日)			
14	埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所について	3月31日 (告示日)	9	埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所	選挙期日5日前 (4月4日)
			10	埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙の選挙期日等	3月31日 (告示日)
			11	令和5年3月30日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1、3分の1の数等	3月31日 (告示日)
			12	埼玉県議会議員一般選挙における立候補届出	3月31日 (告示日)
			13	埼玉県議会議員一般選挙における無投票	3月31日 (告示日)
			14	埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限	選挙期日5日前 (4月4日)
			15	埼玉県議会議員一般選挙において当選した者の住所及び氏名	無投票の場合： 選挙期日 上記以外： 選挙期日の翌日
			16	埼玉県議会議員一般選挙における選挙運動収支報告書の要旨	選挙期日後 約1か月

※ 議案・告示は、法律上あり得ても実際はないと思われるものは除いた(例 補充立候補関係等)。

埼玉選南第三区告示第二号

令和五年四月九日南第三区 さいたま市西区において執行の埼玉県議会議員一般選挙につき、届出のあつた候補者の数が選挙すべき議員の数を超えないから投票は行わない。

令和五年三月三十一日

埼玉県議会議員一般選挙南第三区 さいたま市西区選挙長

見村 吉一

埼玉選管告示第二十六号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和五年四月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

選挙区	選挙会の日時	選挙会の場所
-----	--------	--------

(以下略)

埼玉選南第一区告示第二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第一区 草加市における選挙会の参観人数を二百人に制限する。

令和五年四月四日

埼玉県議会議員一般選挙南第一区 草加市選挙長 鈴木 眞治

(南第十五区、北第一区、北第二区、北第三区以外の無投票選挙区)
埼玉選管告示第二十七号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙において当選した者の住所及び氏名は次のとおりである。

令和五年四月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

(以下略)

(その他の選挙区)

埼玉選管告示第二十八号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙において当選した者の住所及び氏名は次のとおりである。

令和五年四月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

(以下略)

埼玉県選管告示第二十四号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

選挙区

制限額

南第一区 草加市

九、六八二、六〇〇円

(以下略)

埼玉県選管告示第二十五号

令和五年三月三十日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算

して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一、二一三、一八一八

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六九、八七八八

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

数

選挙区
南第一区 草加市

六九、六六九八

(以下略)

埼玉県選南第一区告示第一号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙につき、候補者として三月三十一日次のとおり届出があった。

令和五年三月三十一日

埼玉県議会議員一般選挙南第一区 草加市選挙長 鈴木眞治

届出 番号	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	住 所	年 齢	党 派	職 業	一のウェブサイト等のアドレス
----------	----------	---------------	--------	--------	--------	--------	----------------

(以下略)

南第二十一区	朝霞市	二人
南第二十二区	和光市	一人
西第一区	所沢市	四人
西第二区	入間市	二人
西第三区	飯能市	一人
西第四区	狭山市	二人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	二人
西第六区	富士見市	一人
西第七区	川越市	四人
西第八区	日高市	一人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一人
西第十区	坂戸市	一人
西第十一区	鶴ヶ島市	一人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	二人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	一人
北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・ 小鹿野町・東秩父村	二人
北第二区	本庄市・神川町・上里町	二人
北第三区	深谷市・美里町・寄居町	三人
北第四区	熊谷市	三人
東第一区	行田市	一人
東第二区	羽生市	一人
東第三区	加須市	二人
東第四区	久喜市	二人
東第五区	蓮田市	一人
東第六区	白岡市・宮代町	一人
東第七区	春日部市	三人
東第八区	越谷市	四人

東第九区	八潮市	一人
東第十区	三郷市	二人
東第十一区	幸手市・杉戸町	一人
東第十二区	吉川市・松伏町	一人
口	さいたま市議会議員一般選挙	議員数
選挙区		
西区		四人
北区		七人
大宮区		五人
見沼区		八人
中央区		五人
桜区		四人
浦和区		七人
南区		九人
緑区		六人
岩槻区		五人

埼玉県選挙告示第二十三号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長に事
故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和五年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

選挙区名	選挙長	
	住所	氏名
	選挙長の職務を代理すべき者	氏名
	住所	氏名

(以下略)

令和五年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

一 日時 令和五年三月三十一日 午後七時

二 場所 埼玉県庁本庁舎庁議室

埼玉県選管告示第二十一号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙につき、選挙会の区域と開票区域の区域が同一である次の選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定に基づき、開票の事務は選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和五年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

南第一区 草加市、南第二区 川口市、南第三区 さいたま市西区、南第四区 さいたま市北区、南第五区 さいたま市大宮区、南第六区 さいたま市見沼区、南第七区 さいたま市中央区、南第八区 さいたま市桜区、南第九区 さいたま市浦和区、南第十区 さいたま市南区、南第十一区 さいたま市緑区、南第十二区 さいたま市岩槻区、南第十四区 桶川市、南第十五区 北本市、南第十六区 鴻巣市、南第十七区 志木市、南第十八区 新座市、南第十九区 蕨市、南第二十区 戸田市、南第二十一区 朝霞市、南第二十二区 和光市、西第一区 所沢市、西第二区 入間市、西第三区 飯能市、西第四区 狭山市、西第六区 富士見市、西第七区 川越市、西第八区 日高市、西第十区 坂戸市、西第十一区 鶴ヶ島市、北第四区 熊谷市、東第一区 行田市、東第二区 羽生市、東第三区 加須市、東第四区 久喜市、東第五区 蓮田市、東第七区 春日部市、東第八区 越谷市、東第九区 八潮市、東第十区 三郷市

埼玉県選管告示第二十二号

埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙を次により同時に行う。

令和五年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

一 選挙期日 令和五年四月九日

二 選挙すべき議員数

イ 埼玉県議会議員一般選挙

選挙区

議員数

南第一区 草加市	三人
南第二区 川口市	七人
南第三区 さいたま市西区	一人
南第四区 さいたま市北区	二人
南第五区 さいたま市大宮区	一人
南第六区 さいたま市見沼区	二人
南第七区 さいたま市中央区	一人
南第八区 さいたま市桜区	一人
南第九区 さいたま市浦和区	二人
南第十区 さいたま市南区	二人
南第十一区 さいたま市緑区	一人
南第十二区 さいたま市岩槻区	一人
南第十三区 上尾市・伊奈町	三人
南第十四区 桶川市	一人
南第十五区 北本市	一人
南第十六区 鴻巣市	二人
南第十七区 志木市	一人
南第十八区 新座市	二人
南第十九区 蕨市	一人
南第二十区 戸田市	二人

埼玉県選管告示第七十八号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙における立候補予定者説明会を次のとおり開催する。

令和四年十二月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

南第一区 草加市から南第二十二区 和光市まで

一日 時 令和五年二月六日(月) 午後一時三十分

二場 所 埼玉県民健康センター大ホール

西第一区 所沢市から西第十三区 滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町まで

一日 時 令和五年二月七日(火) 午後一時三十分

二場 所 埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設(ウエスタ川越) 多目的ホール

東第一区 行田市から東第十二区 吉川市・松伏町まで

一日 時 令和五年二月八日(水) 午後一時三十分

二場 所 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設(ふれあいキューブ) 多目的ホ

ールB

北第一区 秩父市・横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村から

北第四区 熊谷市まで

一日 時 令和五年二月九日(木) 午後二時

二場 所 熊谷文化創造館さくらめいと 会議室一

埼玉県選管告示第五号

埼玉県議会議員一般選挙が、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(令和四年法律第八十四号)の規定に基づき行われることとなつたため、同法施行令第二条の規定に基づき令和五年二月八日から令和五年四月九日までの間、埼玉県の区域においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)並びにこれらの法

律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和五年一月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

埼玉県選管告示第七号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙において、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、同年三月三十一日とする。

令和五年二月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

埼玉県選管告示第十九号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙における投票の順序は次のとおりとし、開票は同時に行う。

令和五年三月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

一 埼玉県議会議員一般選挙

二 さいたま市議会議員一般選挙

ただし、特別の事情により投票用紙を同時に交付する場合はこの限りでない。

埼玉県選管告示第二十号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。